

いじめ問題 e-ラーニング研修

～子どもたちの**笑顔**を守るために～

3 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」編

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

3 いじめの重大事態の調査に 関するガイドライン

■ガイドラインの策定

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成29年には法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**」が定められました。

■昨年度改訂の理由

平成29年のガイドライン作成後も、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況にある。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、ガイドラインの改訂が行われました。

■ 調査の目的

重大事態調査は、**対象児童生徒の尊厳を保持**するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った**事実関係を可能な限り明らかにし**、**当該重大事態への対処**（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の**再発防止策**（**学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策**）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

■ 「いじめの重大事態」とは

●生命・心身・財産重大事態

- ・いじめにより、生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条1項第1号）

●不登校重大事態

- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

※不登校の基準の30日を目安としますが、一定期間連續して欠席している場合は迅速に調査に着手する必要があります。

「生徒指導提要（改訂版）」

■重大事態発生件数の推移

「文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

徳 島 県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	0	3	5	5
第1号事案（生命心身財産）	0	1	0	3
第2号事案（不登校）	0	3	5	3
全 国	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	705	919	1,306	1,405
第1号事案（生命心身財産）	350	445	648	768
第2号事案（不登校）	428	616	864	897

※1件の重大事態が第1号・第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上

いじめの重大事態は、全国的には増加傾向にある。県内においては昨年度と同じ5件である。

■教育委員会等への報告・調査

- ・公立学校がいじめの重大事態を認知した場合には、直ちに教育委員会へ報告し、教育委員会は地方公共団体の長へ報告する。
- ・児童生徒や保護者から「重大事態に至った」との申立てがあったときは、たとえ学校側が「いじめの結果ではない」「重大事態に当たらない」と考えた場合でも、重大事態として報告・調査を開始する。

「生徒指導提要（改訂版）」

- 「事実関係を明確にする」とは
 - ・「いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたかなどの**事実関係を可能な限り網羅的に**」解明すること。

「生徒指導提要（改訂版）」

- 調査結果の報告
 - ・**調査報告書に基づく対象児童生徒への説明**は法に求められている。併せていじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。
 - ・調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」

学校における 「平時からの備え」



■ 平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるように、**平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。**

学校における平時からの備え チェックリスト(抜粋)

- ・年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について理解し、重大事態に対してどう対処すべきか認識している。
- ・校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。
- ・学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。

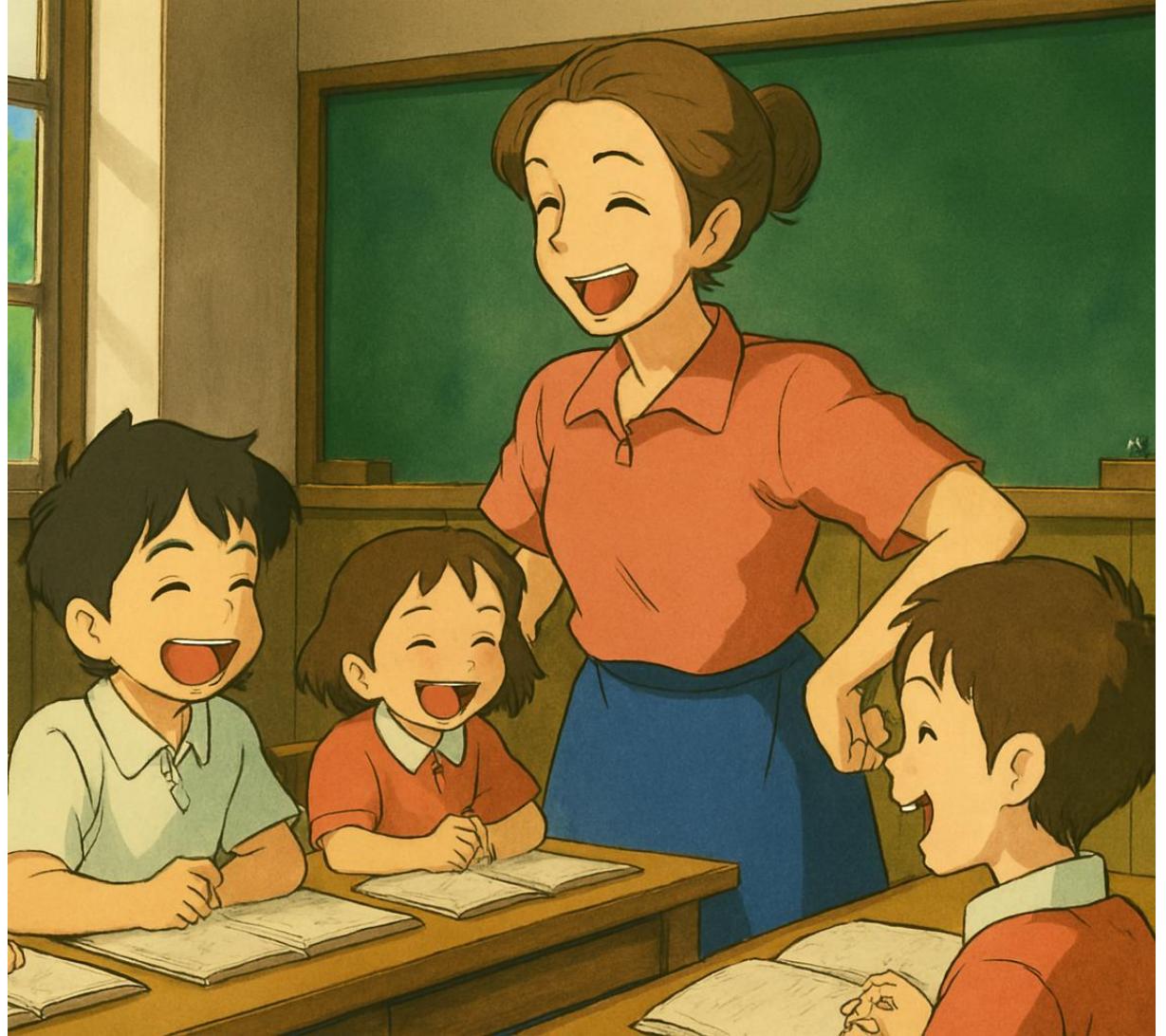
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」

学校における平時からの備え チェックリスト(抜粋)

- ・学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。
- ・様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。
- ・そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。

■ 確認問題

いじめの重大事態の調査
に関するガイドライン



問題1 「重大事態の調査」は、どのような基本的性格を持つべきものとガイドラインで位置付けられているか。

- A. 学校事故調査としての性質が強く、主に事故原因究明が目的
- B. 記録を残すための形式的調査であり、詳細な聞き取りは不要
- C. いじめの事実の解明と再発防止のための調査
- D. 加害児童生徒の指導を徹底する懲戒的な調査

正解： C

解説：調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者　の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、**いじめの事実の全容を解明すること**と、学校・教育委員会等の対応を検証して**同種の事案の「再発防止」につなげる**ことが目的であり、懲戒や責任追及を目的としたものではありません。

問題2 いじめの重大事態に該当する可能性がある場合、学校が調査に着手する際の対応として最も適切なものはどれか。

- A. 保護者が重大事態と主張したとしても、学校が「重大ではない」と判断すれば、調査は不要である。
- B. 被害児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあれば、調査を開始する必要がある。
- C. 調査開始の可否は、教育委員会が事前に承認した場合に限り、学校が調査することができる。
- D. 加害児童生徒の処分が確定してから、重大事態として調査を開始するのが適切な手順である。



正解：B

解説：児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもののとして報告・調査に当たります。

問題3 いじめの重大事態への学校における平時からの備えの対応として、最も適切な記述はどれか。

- A. 重大事態が発生した際は、校長を中心に臨時チームを編成することで柔軟な対応が可能であり、平時からの組織整備は必須ではない。
- B. 学校いじめ対策組織は、調査や支援を主に行う役割を担うが、重大事態の確認や申立て対応は原則、教育委員会が行うものである。
- C. 学校いじめ防止基本方針については、児童生徒や保護者、関係機関に対しても入学時や年度開始時に説明を行うことが望ましい。
- D. 重大事態に該当する事案で、保護者の許可が得られないときは、警察への相談・通報を控えるよう教職員間で共通理解しておく。

正解:C

解説：いじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストでは、学校いじめ防止基本方針について、**入学時・各年度の開始時に**児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要であると示しています。

問題4 いじめ（いじめの疑いを含む）により、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例に当てはまるものはどれか。

- A. 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- B. わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- C. 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- D. 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

正解：全部(全て当てはまる)

解説：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【別添資料1】では、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例を示しており、①児童生徒が自殺を企図した場合、②心身に重大な被害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④いじめにより転学等を余儀なくされた場合などが対象となっています。

参考

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

【別添資料1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるものの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がれ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

最後に

学校は本来、子供たち一人一人の可能性を最大限伸ばしていく場所です。そのため、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、学校関係者が一丸となって取り組むことが必要です。

笑顔があふれる学校をつくるため、生徒指導の一層の充実が図られることを切に願います。





研修おつかれさまでした。